

# 1. 要 約 ～欧州における知的財産関連の動向について～

## < 2. 特許に関する動向について >

### 2-1 共同体特許規則案、欧州特許に関する動向

#### ① [欧州委員会、欧州特許制度の改善に関するビジョンを公表]

欧州委員会は、2007年4月3日、欧州特許制度の改善に関するビジョンを、欧州議会及び閣僚理事会へのコミュニケーションとしてプレスリリースした。このコミュニケーションは、2006年に行われた将来の欧州特許制度に関するコンサルテーションの結果を踏まえて作成されたものである。本コミュニケーションの概要は以下のとおりである。

##### ◆共同体特許

共同体特許について、欧州理事会の2003年の共通政治アプローチは裁判管轄と翻訳問題という2つの理由で批判されている。翻訳問題については、クレームをすべてのEU公用語に翻訳しなければならないことが問題という意見もあれば、クレームだけではなく明細書も翻訳すべきとの意見もある。いずれにせよ、欧州委員会の当初提案は合意へ向けた良い基礎になるとの多数意見がある。欧州委員会は、効果的な解決策を見つけることが可能であると考えており、共同体特許の翻訳コストを減らし、法的確実性を高める視点で、構成国と共に解決策を探求していきたい。

##### ◆裁判管轄

裁判管轄については、構成国の意見が分かれている。一方の国々は、欧州特許を取り扱う欧州特許訴訟協定(EPLA)を支持しているが、他方の国々は、欧州特許のみではなく、共同体特許も取り扱い可能な共同体の裁判管轄を支持している。欧州委員会は、両者の特徴を組み合わせた統合的アプローチに基づいて合意が可能ではないかと信じている。すなわち、欧州特許と共同体特許の両者を担当する統一された特別な特許司法制度によって達成されるかもしれない。また、特許の侵害と有効性の両者を担当し、さらに、裁判官は法律及び技術の両者の資格を持った者にすべきであり、最終審は欧州司法裁判所でなければならないと考えている。

#### ② [フランス、ロンドン・アグリーメントを批准し、2008年5月1日発効]

フランスは、以下の経緯により、ロンドン・アグリーメントを批准し、ドイツへ批准書を寄託した。

2007年8月24日 閣議決定

2007年9月26日 フランス下院(国民議会: Assemblée Nationale) 承認

2007年10月9日 フランス上院(元老院: Le Sénat) 承認

2007年10月18日 大統領署名

2008年1月29日 ドイツ政府へ批准書を寄託

ドイツ連邦司法省は、2008年1月30日、フランス政府がロンドン・アグリーメントの批准書を1月29日にドイツ外務省に寄託した旨を発表した。特許翻訳コストを大幅に軽減する同アグリ

一メントは、その規定に従い、5月1日に発効する。

ツイプリース連邦司法大臣は、「膨大な特許翻訳コストからイノベーション経済を解放する道が開けた。欧州で最多の特許出願を行うドイツ産業界、特に中小企業は、大きな利益を享受する。翻訳費の節減による研究開発投資の増大が期待でき、欧州経済が強固になるであろう。」と述べ、この欧州特許制度改革の重要なステップを歓迎している。

## 2-2. 欧州特許条約 (EPC) に関する動向

### ① [欧州特許庁、出願件数予測調査結果を公表]

欧州特許庁 (EPO) は、「APPLICANT PANTEL SURVEY 2006」と題した出願件数予測調査結果を公表した。2001年より毎年行われている調査であり、約2,000人の出願人を対象にアンケート調査を実施し、外部調査機関を使って取りまとめたものである。概要は以下のとおりである。

- ・2007年の予測出願件数\*は19万7,344件、2008年は20万6,595件。
- ・2006年の予測出願件数は19万1,215件だったところ、実際の出願件数は20万7,440件で、「92%」の精度。

なお、2006年の調査では、2005年の予測出願件数19万4,673件、実際の出願件数19万7,294件で、「99%」の精度。

・その他、出願人種別 (全出願人/大企業のみ)、出願人ブロック別 (欧/米/日)、技術分野別 (EPOの14のジョイントクラスターごと)、ルート別 (直接出願/PCT)、優先権主張別 (EPOが第1庁/EPOが第2庁) による、詳細な件数予測も掲載。

\*注: 「出願件数」は、EPOへの通常出願と、EPOが受理した国際段階PCT出願の合計件数。

### ② [ノルウェー、欧州特許条約に加盟、全加盟国33カ国へ]

ノルウェー議会は、2007年6月11日、欧州特許条約 (EPC: European Patent Convention) への批准を採択した。ノルウェー政府は、10月にEPC批准書をドイツ政府へ寄託する予定である。2008年1月1日より、EPCはノルウェーにおいて発効し、EPC加盟国は33カ国となる。EPCの加盟国拡大は2007年3月1日のマルタ加入に続くものである。

ノルウェーは、EPCに関する1973年ミュンヘン外交会議において参加・署名した国のうち、今まで唯一EPCに加盟していなかった国である。なお、ノルウェーは、欧州連合 (EU) には未加盟である。

### ③ [クロアチア、欧州特許条約に加盟、全加盟国34カ国へ]

クロアチア政府は、2007年10月31日、欧州特許条約 (EPC: European Patent Convention) の批准書をドイツ政府へ寄託した。2008年1月1日より、EPCはクロアチアにおいて発効し、EPC加盟国は34カ国となる。EPCの加盟国拡大は、同じく2008年1月1日よりEPCが発効するノルウェーの加盟に続くものである。

クロアチアは欧州特許拡張協定締約国<sup>1</sup>であったが、今回の加盟により正式なEPC加盟国となる。なお、クロアチアは欧州連合（EU）加盟国ではない。

#### ④ [欧州特許庁拡大審判部、分割出願についての判断示す]

欧州特許庁（EPO）拡大審判部は、2007年7月16日、分割出願についての審判案件G1/05、G1/06の審決を公表した。この事件は、2005年以来、分割出願の審査基準にかかわる判断について係属していた複数の審判事件\*を統合審理していたものであり、欧州の実務者からその統一的判断が注目されていた案件である。概要は、以下のとおりである。

- ◆親出願の範囲を超えた記載事項を含むがゆえにEPC第76条(1)に規定する分割要件を満たさない分割出願は、有効な分割出願とするために補正することが可能である。出願日を喪失することはない（G1/05）。
- ◆上記補正は、親出願が既に係属していなくても可能である（G1/05）。
- ◆分割出願について、EPC第76条(1)によって課されている以上のさらなる内容的制限は存在しない。特に、親出願の明細書に含まれる事項ではあるがクレームされていなかった事項について、分割出願のクレームに記載することは可能である（G1/05）。
- ◆多世代分割出願においては、分割出願中に開示された事項がそれより前の世代のすべての出願の出願時に開示されていた事項からそれぞれ直接的かつ一義的に導き出されることが、EPC第76条(1)第2文を満たすための必要十分条件。親出願の明細書に含まれる事項ではあるがクレームされていなかった事項についても、分割出願のクレームに記載することは可能である（G1/06）。
- ◆出願が拒絶された場合に備えて同じ発明を何度も出願し、複数の分割出願の権利が未確定のまま係属することは好ましくはない。分割出願の濫用に対処するために運用では不十分だとすれば、新たな立法措置が必要となる。

#### ⑤ [欧州特許庁、英国知的財産庁、ドイツ特許商標庁、特許付与手続の生産性に関するベンチマーク報告書を公表]

欧州特許庁（EPO）、英国知的財産庁（UK-IP0）ドイツ特許商標庁（DPMA）は、2007年7月26日、これら三庁の特許付与手続の生産性に関するベンチマーク報告書を公表した。本報告書は、特許付与手続におけるサーチ及び審査のベスト・プラクティスを見つけることを目的として作成されたものである。ベンチマーク対象は、2005年9月から2006年8月までの間に、三庁における審査官によってサーチ及び審査された特許案件すべてである。

#### ⑥ [欧州特許庁、特別調査を各国特許庁へ移管]

欧州特許庁（EPO）は、2007年8月31日、EPOが行っていた特別調査（Special searches）を

---

<sup>1</sup> 欧州特許拡張協定：当該協定を締結した国は、欧州特許出願をする際に、EPC加盟国を指定するのと同様に、拡張先として指定し、欧州特許を得ることができる。拡張国を指定して得られた欧州特許は、その国の特許権と同一の効力を有し、また当該国の特許権に適用される法律の規定にしたがう。

中止し、9月1日以降、EPOに代わり、各国特許庁が特別調査を行う旨を公表した。本件は、欧州特許ネットワーク（EPN）の主要柱の一つである「顧客サービスプロジェクト」の一施策である。

#### ⑦【欧州特許庁、EPC2000 対応の審査基準を公表】

欧州特許庁（EPO）は、EPC2000に対応した審査基準（the Guidelines for Examination）を公表した。

#### ⑧【EPC2000 発効】

改正欧州特許条約「EPC2000」が、2007年12月13日発効した。

改正前のEPCは1973年に成立。新条約はその後の国際特許法の発展を考慮し、知財保護の国際調和に資するものとなっている。改正EPCでは、出願人の権利強化もなされた。例えば、すべての言語による原語出願が認められることとなり（注：出願後に英独仏語いずれかの翻訳文の提出は必要）、特許取得手続きにおいて手続期間を徒過した場合の救済規定も多く盛り込まれた。さらに、特許付与後の権利範囲限縮手続きも導入された結果、特許権者は、これまでのように各国段階ではなく、EPOにおける集中化手続きによって特許権の範囲を限縮できることとなった。

#### ⑨【欧州特許機構（EPOr）管理理事会、将来のワークロードへの戦略的取り組みを公表】

欧州特許庁（EPO）は、2007年12月17日、欧州特許制度における将来のワークロードへの戦略的取り組みについて、12月14日の欧州特許機構（EPO r）管理理事会にて了承された旨を公表した。この取り組みは、EPOと加盟国特許庁が、欧州特許の品質の高さを保持しつつ、かつてない特許出願件数の増加にいかに取り組むべきかについての戦略的提言を含むものである。この取り組みの報告書の概要は以下のとおりである。

##### 【5つの戦略的方向性】

- (1) 他者の行った業務の利用（他者＝欧州内外の他の特許庁、出願人、第三者）
- (2) “基準の向上”（十分な進歩性を有する技術イノベーションのみへの独占権付与）
- (3) 処理の効率化（効率的手法によるワークロード対処のための新方策の提案）
- (4) 欧州内での協力強化（例：EPOと加盟国特許庁から成る欧州特許ネットワーク構築）
- (5) 欧州特許機構及びEPOの将来への適合（管理体制や予算の見直しによる新たな課題への対処能力の向上）

#### ⑩【欧州特許庁、料金改定について公表】

欧州特許庁（EPO）は、2007年12月20日、管理理事会決定による料金改定について公表した。すべての手数料が約5～10%程度値上げされているが、中でも目立つのはクレーム料金の値上げである。これまでは11以上のクレームについては1クレーム当たり45ユーロのところ、今回の改定では16以上のクレームは1クレーム当たり200ユーロ、51以上のクレームは1クレーム当たり500ユーロとなった。新料金は2008年4月1日以降の支払いについて全出願に適用される（ただし、51以上のクレーム料金500ユーロについては、2009年4月1日以降の欧州出願及び同日以

降に域内移行した国際出願（PCT）に対して適用）。

## 2-3. 医薬・バイオテクノロジー関連発明に関する動向

### ① [ドイツ連邦特許裁判所による ES 細胞特許の一部無効判決]

2006 年 12 月、胚性幹細胞（ES 細胞）を用いた神経前駆細胞に関する特許について、ドイツ連邦特許裁判所は、ヒト由来の ES 細胞にかかわる部分についての一部無効を言い渡した。2007 年 4 月、その判決全文が公開され、判決の詳細が明らかになった。

#### ◆ドイツ基本法（＝憲法）を参酌した判断

幹細胞法で原則禁止されている幹細胞の輸入と利用は、2002 年 1 月 1 日より前に精製された幹細胞については、同法の適用除外としている。しかしこの規定は、ドイツ基本法において無条件で保証されている「研究の自由」という権利に対し、胚という権利が直接の障害になってはならないとの配慮により設けられた規定である。すなわち、幹細胞法は、胚の消費にかかわる危険を防止する一方で、研究の自由の基本的権利を厳しい条件で認めているのである。このように、研究の自由はドイツ基本法第 5 条第 3 項で無条件に保証されているが、発明の保護と利用はドイツ基本法第 14 条第 1 項第 2 号においてその権利が制限されている点に留意すべきである。幹細胞法で規定された 2002 年 1 月 1 日より前に精製された ES 細胞であっても、それはヒト胚を消費して精製された点を忘れてはならず、この点は、発明の保護と利用を考える場合において、研究の場合よりも強く意識されるべきである。

#### ◆EU バイオ指令に基づく判断

EU バイオ指令前文第 42 項には、「ヒト胚利用への特許付与禁止規定が、ヒト胚の治療・診断目的の発明に影響してはならない」と規定されている。しかし、この規定は、胚の提供者にとって利益があるべきとの趣旨であり、本件特許の請求項 22～24 記載の治療用途発明は胚の提供者以外の者の利益となるから、当該条項は適用できない。EU バイオ指令前文第 42 項は特殊なケースについての規定であり、この条項を以てヒト胚の保護の必要性が変更されるものではない。

## 2-4. 医薬品アクセスに関する動向

### ① [欧州共同体、医薬品アクセスにかかわる TRIPS 協定改正議定書を受諾]

2007 年 10 月 24 日になされた欧州議会の同意に基づいて、閣僚理事会は、11 月 19 日、医薬品アクセスにかかわる知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）改正議定書を受諾を採択した。その後欧州共同体は、11 月 30 日、本改正議定書を受諾書を寄託した。今後、欧州連合（EU）加盟 27 カ国それぞれが、本議定書を受諾を行っていくと予想される。

## 2-5. EP0 と EU の協力に関する動向

### ① [欧州発明者大賞 2007 開催]

2007 年 4 月 18～19 日、ミュンヘンの EP0 本部において、EU 議長国であるドイツのメルケル首相、欧州委員会のフェアホイゲン副委員長及び EP0 のポンピドゥー長官列席の下、約 400 名が参加し、EU と EP0 の共催による「欧州発明者大賞 2007（European Inventor of the year 2007）」

の表彰式及び講演が行われた。

欧州発明者大賞は2006年に続き2回目の開催。1992年から2001年までにEPOが特許した発明の中から、経済的・技術的に目に見える成果を出した発明に対して選出・付与される。「産業界」、「中小企業／研究機関」、「欧州以外の国」及び「生涯をかけた発明」の4つのカテゴリーごとに、各3名ずつの候補者をノミネートしており、今回、各カテゴリーに大賞が決定された。「欧州以外の国」の枠で、中西茂雄・山中巖両氏が免疫抑制剤の発明で、また、中村修二氏が青色発光ダイオードの発明でそれぞれノミネートされていたが、大賞には選出されなかった。

## 2-6. その他各国の動向

### ① [ドイツ経済技術省、「特許保護とイノベーション」レポート公表]

ドイツ経済技術省は、2007年5月31日、「特許保護とイノベーション (Patentschutz und Innovation)」と題するレポートを公表した。経済技術省の諮問委員会が数回にわたり議論を行い(最終は3月末)、その結果を取りまとめたものである。ポイントは以下のとおりである。

- ◆ 1980年代以降、ドイツにおいて特許出願件数が増加し、投資回収のための濫用手段と化しており、イノベーションのブレーキとなっている。
- ◆ その一因として、一つの製品について多数の特許を出願する「特許の藪 (patent thicket)」と称される米国型出願がなされていることが挙げられる。
- ◆ このような瑣末な特許を防止するための一案として、特許付与すればEPO及び加盟国に特許料収入がもたらされるというEPOガバナンスの構造を変革する必要がある、出願を拒絶するためのインセンティブも必要ではないか。
- ◆ 欧州の特許当局が現在保っている品質は米国のそれより優れており、今後もその品質を高めなければならない。米国並みの低品質の特許が付与されると、イノベーションを妨げこそすれ向上させることにはならない。

### ② [日英特許審査ハイウェイ試行開始]

英国知的財産庁(UKIPO)は、2007年7月2日、日英間の特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)の試行が同日付で開始された旨のプレスリリースを行った。

日英PPHにより、UKIPO(またはJPO)の特許審査結果を受理した出願人は、JPO(またはUKIPO)における対応特許出願について早期審査の請求を行うことが可能となる。今回の試行は、特許審査の迅速化のためのオプションについての出願人のニーズをテストし、品質及び効率化を定量化することを目的とするものである。

UKIPOと他国特許庁との間でのワークシェアリングの発展は、ゴアーズ・レビューにおける重要提言の一つである。

### ③ [英米特許審査ハイウェイ試行開始]

英国知的財産庁(UKIPO)は、2007年9月4日、英米間の特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)の試行が同日付で開始された旨のプレスリリースを行った。試行期間は

12 カ月である。

#### ④ [ドイツ特許商標庁、日本国特許庁との特許審査ハイウェー試行に合意]

ドイツ特許商標庁 (DPMA) は、2007 年 10 月 19 日、同日に日本国特許庁 (JPO) と特許審査ハイウェー (PPH) 試行に合意したことについて、「ドイツ及び日本の特許庁間の緊密な協力による早期特許取得」と題したプレスリリースを行った。

#### ⑤ [スウェーデン特許庁、米国の PCT 国際調査を引受け]

スウェーデン特許庁は、2007 年 9 月 12 日、米国特許商標庁 (USPTO) が受理する PCT 出願の国際調査報告の作成を一部引き受ける旨について USPTO と合意・署名した旨を公表した。

第一段階として、9 月 17 日より 9 週間にわたり、USPTO が受理した PCT 出願 50 件について、スウェーデン特許庁が PCT 第一章に規定する国際調査を実施する。その後評価を行い、好ましい結果と判断されれば、さらに長期的な委託合意を行う予定である。

#### ⑥ [英国知的財産庁、新しい早期特許審査に関する意見募集を開始]

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2007 年 9 月 21 日、新しい早期特許審査に関する意見募集を開始した。意見提出可能期間は、12 月 14 日までである。この新しい早期特許審査は、2006 年 12 月に発表されたゴアーズ・レビューにおいて提言されたものである (提言 25. a、25. b)。

意見募集の要旨は、以下のとおりである。

- ・ 現行の早期審査制度は、提案の早期審査制度に取って代わる。なお、現在の早期審査制度とは、適切な理由を提出することにより、無料で早期調査または早期審査が可能となる制度である。
- ・ 提案の早期審査制度の概要は、以下のとおりである。
  - 理由提出を不要とし、代わりに追加手数料を支払うことにより、早期調査または早期審査をすることが可能となる制度である。出願日から 1 年以内に特許付与可能となる。
  - 請求から 3 カ月以内にファーストアクションを行う。できないときは、追加手数料を返還する。ただし、請求から調査・審査前にクレームを補正した場合は追加手数料を返還しない。
  - 早期特許取得のため、出願人にも協力を求めている。例えば、質の良い出願をする、期間延長は行わない、正式な補正書の提出前に補正内容について電話や電子メールで非公式に審査官と連絡を取り合う等。

#### ⑦ [フィンランド特許庁、PCT 国際機関として ISO9001 を取得]

フィンランド特許庁は、2007 年 12 月 7 日、PCT 国際特許出願手続きについて ISO9001:2000 を取得したことを公表した。世界の国際調査機関／国際予備審査機関の中で ISO9001:2000 を取得したのはフィンランド特許庁が初めてである。この ISO 規格による品質管理は、PCT 出願の受理から国際調査報告／国際予備審査報告作成までの全手続きをカバーする。今後、国内特許出願処理

手続き及びそれに関連した特許アドバイザーサービスについても取得を目指すとしている。

## ＜ 3. 商標・意匠に関する動向について ＞

### 3-1. 共同体商標に関する動向

#### ① [閣僚理事会、欧州委員会に対し OHIM の共同体商標関係手数料減額提案を指示]

閣僚理事会は、2007年5月22日、欧州委員会に対し、OHIMの共同体商標関係手数料減額を提案するよう指示した。その際、減額のインパクトの評価についても報告するよう指示した。また、共同体商標の全体的な機能に関する包括的な検討を開始し、その検討結果を今回の減額に考慮するよう求めた。本件は、2006年12月22日に欧州委員会から提出されたコミュニケーションペーパーに基づくものである。

### 3-2. 共同体意匠に関する動向

#### ① [欧州共同体、ヘーグ協定ジュネーブアクト発効]

欧州委員会は、2007年9月25日、欧州共同体がヘーグ協定ジュネーブアクト加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に対して9月24日に寄託したと公表した。本アクトは、2008年1月1日より、欧州共同体において発効する。本加入書の寄託については、閣僚理事会において、2006年12月18日に決定されている。また、欧州委員会は、7月24日、加入に必要な実施規則の改正を済ませている。

#### ② [欧州議会、スペアパーツに関する意匠指令改正案を修正・採択]

欧州議会は、2007年12月12日、スペアパーツに関する意匠指令改正案（COM(2004)582 final）を第一読会において修正・採択した。投票は挙手により行われた。本改正案は、2004年9月14日に欧州委員会から提案され、2007年11月20日に欧州議会法務委員会において修正・採択されたものである。今後、閣僚理事会での審議が開始される。

本改正案では指令発効後2年以内の国内履行と規定されていたが、新しい法制度へのスムーズな移行を保証することを目的としたすべての政治団体との合意に従い、欧州議会では指令発効後5年以内の国内履行と修正された。また、消費者が十分な情報を提供された状況でのスペアパーツの選択を可能とするため、スペアパーツの出所を取引業者名等の適切な形式で消費者に対して提供すべきとの修正もなされている。

一方、主な自動車メーカーで構成される欧州自動車工業会（ACEA）は、欧州議会法務委員会通過時点である11月20日に、本改正案に反対との立場をプレスリリースした。スペアパーツに対する意匠保護の維持、または必要であれば最低10年の保護期間への改正を支持するとし、延長された5年間の国内移行期間についても、実現可能な妥協点ではないとしている。

### 3-3. 各国の動向

#### ① [英国知的財産庁、商標審査における相対的拒絶理由の廃止へ]

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2007 年 7 月 3 日、商標審査における相対的拒絶理由の廃止へ向けた制度改正を 10 月 1 日付で施行する旨を公表した。英国では、商標における絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査を行っているが、この運用は、先行する商標権者が異議を申し立てた場合に限り相対的拒絶理由についての審査を行うとする共同体商標 (CTM) の運用と異なっている。この 2 つの異なる制度によるユーザーの混乱を回避するため、英国の商標制度を改正することを目指して 2006 年意見公募が行われていたが、その結果を踏まえ、今般制度改正を行ったものである。

## ② [英国知的財産庁、商標早期審査の開始を公表]

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2008 年 1 月 14 日、商標の早期審査 (fast track trade mark service) を 4 月 6 日に開始する旨を公表した。

2007 年 9 月 21 日から 12 月 14 日まで本件に関する意見募集が行われていたが、提出された意見に対する回答も公表されている。回答の結論は以下のとおりである。

- ・ 早期審査に関する出願は、UKIPO のウェブサイトシステムを通して電子的に出願する。
- ・ 出願時に費用を全額支払う。
- ・ 1 つの商標に関する出願のみ適用可能である。
- ・ UKIPO は、出願人／代理人に対し、出願から 10 営業日以内に審査報告書を送付する。
- ・ 早期審査の申請料金は 300 ポンドである。

## < 4. 模倣品対策に関する動向について >

### 4-1. 欧州共同体における模倣品対策に関する動向

#### ① [欧州議会、知的財産侵害に対する刑事罰指令案を採択]

欧州議会は、2007 年 4 月 25 日、2005 年 4 月に欧州委員会から再提案され、2006 年 3 月に欧州議会法務委員会において修正・採択された知的財産侵害に対する刑事罰指令案を、本会議第一読会において採択した。投票結果は、賛成 374 票、反対 278 票、棄権 17 票であった。

#### ② [欧州委員会、EU 税関水際における模倣品・海賊版差止実績 2006 を公表]

欧州委員会は、2007 年 5 月 31 日、EU 税関水際における模倣品・海賊版差止実績 2006 (Summary of Community Customs Activities on Counterfeit and Piracy Result at the European Border - 2006) を公表した。

差止実績の主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 差止件数は 2 億 5,000 万点を超え、2005 年の約 7,600 万点に比べ、約 230% 増加した。
- ・ 差止件数は 3 万 6,486 件であり、2005 年の 2 万 6,704 件に比べ、約 40% 増加した。
- ・ 差止件数の仕出国別は、中国 (約 86%)、マレーシア (約 4%)、アラブ首長国連邦 (UAE) (約 2%) の順。中国の割合が突出している。

### ③ [欧州委員会、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）への取り組みについて公表]

欧州委員会は、2007年10月23日、「欧州委員会は、新しい国際的な反模倣品条約を交渉するマニフェストを求めると題して、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）（ACTA: Anti Counterfeiting Trade Agreement）についてプレスリリースを行った。

### ④ [欧州司法裁判所、加盟国への刑事罰義務化は欧州共同体の所掌内、刑事罰の種類とレベルの決定は加盟国の所掌内と判決]

ECJは、同様の事件であったC-176/03事件の判決と同様に、原則、刑法及び刑事訴訟法の規定は欧州共同体の所掌の範囲内ではないが、深刻な環境被害に対抗するために加盟国当局によって効果的、バランスの取れた、そして抑制的な刑事罰を適用することが必要不可欠である場合、環境保護分野において制定されている規定を十分に効果的とさせるため、欧州共同体が加盟国に対し刑事罰を導入するよう要求することは可能であると判示した。

しかし、刑事罰の種類またはレベルの決定については、欧州共同体の所掌の範囲内ではなく、加盟国に権限があると判示した。具体的には、本枠組み決定のうち、刑事罰の種類またはレベルを規定した第4条（最低1～3年を上限とする禁固などを規定）及び第6条（最低15～30万ユーロを上限とする罰金などを規定）を欧州共同体は採択できないと指摘した。

知的財産侵害に対する刑事罰指令案にも、同様に刑事罰の種類及びレベルが規定されている（第5条に、最低4年を上限とする禁固、最低10万ユーロを上限とする罰金などを規定）。本判決により、それらの規定についての有効性に疑問符が付いた形となった。

## 4-2. 各国の動向

### ① [ケルンメッセ、中国出展者と知財に関するMOU締結]

ドイツ・ケルンでの国際見本市（メッセ）を主催する「ケルンメッセ」は、2007年8月22日、中国の出展者との間で知的財産に関するMOU（覚書）を締結した旨を公表した。

メッセの主催者と出展者との間でこのような覚書が交わされるのは過去に例がない。覚書によれば、メッセ主催者はドイツの法律に従いメッセにおける知的財産権の保護を促進すると共に、そのいかなる侵害をも予防するための手だてを講じることとされている。また、出展者は、知的財産権の侵害のおそれがある場合には、弁護士及びドイツ当局の協力の下に助言とサポートを得られることとされている。そして、メッセ主催者及び出展者による共同メディアキャンペーンをドイツと中国で行うこととされている。さらに、知的財産権を侵害した出展者は、自社製品の撤去と展示ブースの閉鎖を余儀なくされ、将来の展示もできなくなる場合があるとしている。

### ② [スイス知的財産庁、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）への取り組みについて公表]

2007年10月23日、スイス知的財産庁は、「模倣品・海賊版と戦うための国際条約の議論に参加」と題して、「国際貿易において着実に増加している模倣品・海賊版と戦うため、日本と米国は国際条約構想—ACTA—を提唱した。2006年半ば以降、スイスは他の国々と共に、米国及び日本と

の予備的協議に参加している。」とのプレスリリースを行った。

### ③ [英国知的財産庁、知財犯罪レポートを公表]

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2007年12月12日、知的財産犯罪レポート2007 (Intellectual Property Crime Report 2007) を公表した。このレポートは、政府機関、知財権者及び産業界の協力の下、UKIPO が組織した「国家知財犯罪対策グループ (IP Crime Group)」が取りまとめたもので、知財犯罪の現状とそれに対する具体的取り組みについて多くの実例に基づき幅広く記載されている。2004年と2006年にも「知財エンフォースメントレポート」が取りまとめられており、今回のレポートはそれに続くものである。

## < 5. 知的財産に関連するその他の動向について >

### ① [英国特許庁、「英国知的財産庁」と改称]

英国特許庁は、2007年4月2日、「英国知的財産庁」(UK-IP0: UK Intellectual Property Office) と名称変更した。従来、「特許庁」という名称は、特許のほか、商標、意匠、著作権をも管轄する庁の責務を十分に表していないとの指摘がなされており、2006年12月に公表されたゴアーズ・レビューにおいても名称変更すべきとの提言がなされていた。

### ② [英国知的財産庁、知的財産に対する意識調査結果を公表]

英国知的財産庁は、2007年4月26日、世界知的財産の日に合わせて、2006年の知的財産に対する意識調査結果 (UK Intellectual Property Awareness Survey 2006) を公表した。

本意識調査結果の概要は、以下のとおりである。

- ・ 零細企業 (従業員0~9人) の11.2%、大企業 (250人以上) の33%のみが、出願前に公開した発明が特許にならないことを知っていた。
- ・ 新しい事業や新製品の名前を決定する際に、事前調査を何に対して行うかとの質問において、約半数の中小・零細企業は商標の事前調査を行っていなかった。
- ・ 約8%の企業のみが、知的財産の管理責任者を置いている (大企業は約57%)。
- ・ 大企業の約23%は、従業員に対して知的財産の研修を行っている一方、中小、零細企業の割合は5%にも満たない。
- ・ 知的財産に関するアドバイスを求めたことがある企業の割合は、大企業が70%を超えるのに対し、零細企業は20%に過ぎない。

### ③ [英国知的財産庁、「イノベーション・大学・職業技能省」の傘下へ]

2007年6月27日に発足した英国ブラウン政権は、28日、英国知的財産庁 (UKIPO) の上部組織だった旧貿易産業省 (Department of Trade and Industry) を組織変更し、同省の科学・イノベーション部門と、旧教育・職業技能省 (Department for Education and Skills) の高等教育技能

部門とを統合し、「イノベーション・大学・職業技能省」(DIUS: Department for Innovation, Universities and Skills) を新設した。英国知的財産庁は同省の傘下となる。同省大臣はジョン・デナム氏 (Mr. John Denham)。

#### ④ [欧州特許庁長官、7月1日よりブリムロー氏へ]

2007年7月1日、英国のアリソン・ブリムロー氏 (Ms. Alison Brimelow) が、3年間任期を務めたポンピドゥー氏 (フランス) に代わって、第5代欧州特許庁 (EPO) 長官に着任した。任期は2010年6月までの3年間である。

ブリムロー氏は1949年生まれである。1973年に英国 diplomatic service に入り、その後貿易産業省へ異動し、主に EU 内での政策事項を担当した。1991年に英国特許庁 (現英国知的財産庁) に商標登録部長として着任し、1999年には英国特許庁長官に着任。その後2003年から2006年までの間、EPO 管理理事会の副議長を務めていた。

#### ⑤ [スイスーインド、知財に関する MOU 締結]

スイス政府は、インドとスイスが知的財産権に関する MOU (覚書) に署名した旨を公表した。スイスのロイトハルト経済大臣及びインドのナート商工大臣が署名を行った。

MOU においては、以下の項目の対話を発展させるため、共同委員会を設置するとしている。(1) 国レベルの知財保護の情報交換、(2) 知財に関する国際的な問題、(3) 両国間の特定の知財に関する問題、(4) 両国知的財産庁間の技術的な情報交換、(5) 知財に関する研修経験の交換、(6) 知財に関する研修のカリキュラム等の進展、(7) 特定の知財に関する問題についての共同研究、(8) 知財権の役割に関する国民意識の向上施策経験の交換、(9) 模倣品・海賊版の製造・販売等の防止、(10) 地理的表示の保護、(11) 伝統的知識の保護。

#### ⑥ [スイスー中国、知的財産権に関する作業部会を設置]

スイス知的財産庁は、2007年8月21日、スイスと中国が知的財産権に関する作業部会 (Working Group) を設置した旨を公表した。スイスのロイトハルト経済大臣及び中国の簿熙来 (Bo Xilai) 商務部長が、7月8日、北京でのバイ会談においてその旨を宣言した。このバイ会談は、第17回中国ースイス商務貿易合同委員会において、5月29日に署名された知的財産権に関する MOU (覚書) に基づくものである。

MOU の概要は、以下のとおりである。

- ・ 両国間の貿易・経済協力における知的財産権の適切かつ効果的な保護の重要性にかんがみ、知的財産権に関する作業部会を設置し、その検討結果を合同委員会に報告する。
- ・ 作業部会は、以下の点について、解決手段を見つけるため議論する。(1) 知的財産権の制度、(2) 知的財産権の法的側面、(3) 知的財産権の民事・行政・刑事的なエンフォースメント、(4)

知的財産の技術的支援協力。

### ⑦ [欧州委員会、中小企業による知的財産の利用に関する報告書を公表]

欧州委員会企業・産業総局は、2007年8月20日、「中小企業による知的財産のよりよい利用を妨げている障壁の除去に関する覚書（A Memorandum on Removing Barriers for a Better Use of IPR by SMEs）」と題する報告書を公表した。欧州委員会から独立した知的財産専門家により構成されたグループ（議長：マーチャント前英国特許庁長官）が作成する。現在の中小企業による知的財産の利用状況を研究し、その研究結果に基づいて提言を行っている。なお、本報告書の見解は欧州委員会の見解ではないとの注釈がある。

報告書の概要は、以下のとおりである。

- ・ 中小企業の知的財産利用の方法として、大企業との共同研究が増加している。
- ・ 中小企業の知的財産に関する要望は、業種ごとに異なっている。

欧州には、数多くの知的財産に関する中小企業支援策があるが、すべての活動がうまくいっているとは言えない。ベストプラクティクスは少なく、それらも共有化されていない。要望とのズレもある。日米の中小企業に対するイノベーション促進支援策に学ぶべきである。

### ⑧ [ドイツ・インド、知的財産に関する共同宣言に署名]

シャールデ・ドイツ特許商標庁（DPMA）長官とジャンカール・インド商工省産業政策振興局長は、2007年10月30日、知的財産に関する共同宣言に署名した。この共同宣言の署名は、メルケル・ドイツ首相のインド訪問に合わせて行われたものである。

この共同宣言により、特許データの交換、職員の共同教育研修、イベントの共催及び知的財産の国民意識向上などの協力プロジェクトが、今後開始される。

### ⑨ [北欧特許庁、業務開始：初代長官にニルス・ラウン氏]

北欧特許庁（NPI: Nordic Patent Institute）は、2007年12月17日、北欧特許庁初代長官にニルス・ラウン氏（Mr. Niels Ravn）が指名されたことを公表した。北欧特許庁は2008年1月1日から業務を開始するが、ラウン氏は同日に北欧特許庁長官に就任する。

ラウン氏は、現在、デンマーク特許商標庁国際部の政策シニアアドバイザーである。最近5、6年は、北欧特許庁設立に関するプロジェクトの共同管理者の一人として働いていた。また、ラウン氏は技術者であり、デンマーク特許商標庁における長いキャリアの間に副長官を含めた数多くの高官ポストを勤めてきた。